

# 社会福祉法人勝寿会を認定！

徳島県内  
第38号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第38号として、社会福祉法人勝寿会を平成27年1月6日付けで認定しました。



一日労働局長（四国放送 丹黒香奈子アナウンサー）による認定通知書交付式を行いました



平成27年1月15日の認定通知書交付式において、一日労働局長から認定通知書の交付を受ける社会福祉法人勝寿会の田中事務主任（左）



次世代認定マーク「くるみん」

## 社会福祉法人勝寿会の取組の概要

### 1 行動計画の期間

平成21年11月1日～平成26年3月31日までの4年5か月

### 2 行動計画の目標

- ① 育児休業中の職員に仕事関係の情報を提供し、円滑な職場復帰を支援する。
- ② 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。
- ③ 保育所等のサービスを利用している費用を補助する制度を導入する。

### 3 取組結果

- ① 育児休業中の職員に、月1回実施している「連絡調整会議」の議事録を送付する等、職場の情報を提供し、円滑に職場復帰できるよう配慮を行っている。
- ② 「連絡調整会議」で各部署の取得状況を周知し、取得日数が少ない職員には個別に声掛けする等して、平成25年の平均年間取得日数は6.47日であった。
- ③ 平成22年2月、給与規程を改定し、「保育手当」制度を導入した。

### 4 その他の先進的取組

子の看護休暇制度について、給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得した期間を通常の勤務をしたものとみなしている。